

一般社団法人滋賀県造林公社の行う 分収造林事業のあり方に関する方針（原案）について

令和6年2月県議会において造林公社の抜本的見直しを表明して以降、約2年にわたり一般社団法人滋賀県造林公社（以下「公社」という。）の行う分収造林事業のあり方検討を進めてきた。

今般、これまでの検討をとりまとめ、「一般社団法人滋賀県造林公社の行う分収造林事業のあり方に関する方針」（以下「あり方の方針」という。）を策定するとともに、来年度以降、事業収束に向けた取組を着実に進めていく。

1 あり方の方針（原案）について

(1) これまでの特別委員会での議論

○ ソフトランディングの選択

<主な意見>

- ・ 公社にもう見込みがない中で、10年間で22億円もの県の財政負担を強いてでもソフトランディングを選択する理由は何なのか。

<執行部回答>

- 事業者への影響や森林整備の停滞による災害発生リスクといった影響を最小限に抑えるためにソフトランディングを行いたい。

○ 事業収束期間の設定

<主な意見>

- ・ 造林公社に対する支援は多額の県民負担が前提となる中で、法人清算に必要な期間として10年という期間設定は長すぎないか。

<執行部回答>

- 県民負担も考慮し、10年以内の事業収束完了としているが、なるべく早く終われるように、公社を指導し、支援していきたい。

○ 公的管理

<主な意見>

- ・ 市町の理解なく、県だけで全部やるのは現実的には難しいのではないか。市町も人材不足の中で、琵琶湖森林づくり県民税や森林環境譲与税の活用の議論に収束されていくのではないか。

<執行部回答>

- あり方検討会では、県の責任範囲を明確にした上で、市町との連携を模索するべきとの意見もあった。森林環境譲与税は、公的管理に向けた議論から切り離せないと考えており、今後も市町との協議を続けていきたい。

○ 契約者交渉

<主な意見>

- ・ 今後は契約者の方に寄り添った対応が必要。10年かけている間に契約者の方もどんどん亡くなっていくおそれもある。一刻も早く契約交渉を進める必要がある。既に所有者不明となっている契約もあると聞く。こうした契約者の意見をどう考えていくのか。

<執行部回答>

→ 契約者との交渉は相当難しいものになると考えている。様々な場面で良く考え、丁寧に進めたい。また、契約者の所在については、郵便が届かなかった後に追跡調査が行っていない契約も多い。所有者不明土地への法令上の特例も活用しつつ、契約者への意向確認方法や契約手続きについては研究していきたい。

(2) 素案からの主な修正点

- 前回（2月16日開催）の特別委員会での議論を踏まえ、県としてソフトランディングを選択する背景や事業収束で懸念される影響について、以下のとおり、あり方の方針を修正

修正箇所： 方針9ページ 4(1)ウ 今後の方針	
修正前（素案）	修正後（原案）
<p>公社の行う分収造林事業について、滋賀県としては、<u>外部有識者による検討結果や事業者への影響を考慮し、第4期中期経営改善計画…（以下略）</u></p>	<p><u>公社の行う分収造林事業は、県内の木材生産量の約1割を占め、事業者の経営の安定や従事者の雇用の安定にも寄与しています。そのため、事業廃止によって県内林業の育成や成長産業化に影響が生じるのではないかと懸念されます。また、分収造林契約の解除により公社が造林した森林が契約者に返還されることで、森林の管理責任が発生しますが、ほとんどの契約者から、自分では森林が管理できないとの回答（公社調べ）が示されています。仮に、所有者管理が機能せず放置林が増加した場合、適切な森林整備が停滞する可能性が生じ、土砂災害の発生や水源涵養機能の低下によって県民生活への影響が懸念されます。</u></p> <p><u>こうしたことから、滋賀県としては、事業収束による事業者や県民への影響を最小限に抑える視点で、第4期中期経営改善計画…（以下略）</u></p>

※その他必要な語句の調整および誤字脱字を修正している。

(3) 今後のあり方について

<あり方の方針から抜粋>（詳細は、別添、あり方の方針（原案）を参照）

- 第4期中期経営改善計画期間（令和8年度から令和12年度）において、対外的な影響を可能な限り低減させる目的でソフトランディングさせつつ木材生産活動を収束させるとともに、令和17年度（2035年度）までに、契約解除に向けた契約者交渉を行うなど、分収造林事業を収束させていく方針とします。
- これまでの分収造林事業を通じた森林政策を見直し、新たな時代にふさわしい持続可能な森林政策への転換を目指す方針とします。

2 事業収束に向けた今後の手続き

- 来年度（令和8年度）は、主に、（仮称）事業収束計画の策定、公的管理のあり方検討、契約者説明会を行う。

令和8年度	県	公社
4月～6月	<ul style="list-style-type: none"> ・関与条例に基づく公社への指導 ・第三セクター等経営健全化方針の策定および総務省への報告 ・森林審議会①（公的管理諮問） ・林業事業者へのヒアリング 	<ul style="list-style-type: none"> ・県からの指導に基づき公社業務執行方針を変更 ・理事会、社員総会への説明 ・（仮称）事業収束計画の策定作業
7月～9月	<ul style="list-style-type: none"> ・森林審議会② ・第4期中期計画決定の議会報告 ・対外的影響緩和策の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・（仮称）事業収束計画の策定作業 ・事業地の引継調整 ・林業事業者との協議
10月～12月	<ul style="list-style-type: none"> ・森林審議会③ ・（仮称）事業収束計画の議会報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・（仮称）事業収束計画の決定 ・事業地の引継調整 ・林業事業者との協議
1月～3月	<ul style="list-style-type: none"> ・森林審議会④（公的管理答申） 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約者説明会開催

<以降の主なスケジュール（現時点の想定）>

- 令和9年度 : 契約解除交渉、事業地の引き継ぎスタート・公的管理体制の検討
- 令和10年度 : 公社林の公的管理開始
- 令和12年度 : 木材生産活動の収束・第2期事業収束計画の策定
- 令和13年度 : 債権処理手続き
- 令和17年度 : 分収造林事業の収束完了

事業収束スケジュール

	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)	R10(2028)	R11(2029)	R12(2030)	R13(2031)	R14(2032)	R15(2033)	R16(2034)	R17(2035)	R18(2036)
事業収束期間	0年目	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目
滋賀県	琵琶湖森林づくり基本計画	第2期中間見直し					第3期策定	第3期開始			第3期中間見直し	
	あり方全般・債務整理	あり方に関する方針公表					債権処理				関与条例廃止	
	公社林の公的管理		森林審議会へ諮問 ↓ 答申	公社林公的管理開始	契約解除交渉の進捗に合わせて、順次、公社林の公的管理を進める							
	公社林の公的管理に向けた市町協議											
公社	長期経営計画	計画期間					廃止					
	中期経営改善計画	第3期	第4期中期経営改善計画				廃止					
	事業収束計画		(仮称) 第1期事業収束計画				(仮称) 第2期事業収束計画					
	全般	第4期中期計画策定	第4期中期計画見直し 第1期事業収束計画策定				第2期事業収束計画策定	私的債務整理手続き開始	債務完了整理		法人清算手続き	公社解散
	木材生産の収束		段階的に事業量を縮小				打ち切り					
	分収造林契約の収束		林業事業者との調整	採算林事業地の契約解除交渉・事業者への引き継ぎ								契約処理完了
		契約者説明会	不採算林事業地の契約解除交渉									
債務の収束		特定調停・中期経営計画に基づく債務弁済				調停に基づく債務弁済終了						

あり方に関する方針① 今後10年程度の期間をかけて、ソフトランディングを行い段階的に分収造林事業を収束させる

あり方に関する方針② 分収造林事業から新たな時代にふさわしい森林政策への転換を目指す

1 基本的な考え方

◎**成果よりも課題を重視し、抜本的見直しを行う方向性**

(1) 分収造林事業の趣旨

- 造林者と土地所有者が伐採に伴う収益を分収することを前提に造林を行う事業
- 滋賀県では公社を設置し、県内に2万ヘクタール造林

(2) あり方検討の背景

- 債務弁済が長期経営計画から大きく乖離
- 森林審議会、あり方検討会で外部有識者による検討

2 公社の行う分収造林事業の現状

◎**調停に基づく債務弁済スキームは破綻状態**

◎**将来的な債務超過発生が確実視・運営は県の支援に依存**

(1) 分収造林事業の状況

- 山間奥地への造林、事業費の高騰、木材価格の低下
- 公社林の生育不良、必要な伐採材積量が確保できない
- 残債務全額が弁済できないことが判明

(2) 公社の組織と財務の状況

- 県派遣職員が中心でプロパー職員が減少
- 公社資金調達は県からの収入が8割
- 資産の時価簿価差が大きく、債務超過発生が確実視

3 公社の行う分収造林事業を取り巻く状況

◎**外部検討結果は事業廃止・全国でも4割の林業公社が解散**

(1) 外部有識者による検討結果

- あり方検討会および審議会は、ともに分収造林事業の廃止を含む抜本的見直しを求める内容の検討結果

(2) 他都道府県の状況

- 当初39道府県に林業公社が設置されたが、社会情勢の変化等により、15道府県で林業公社を解散。
- 兵庫県においても、近年、公社の行う分収造林事業の廃止に向けた検討が進められている。

(3) 公社を解散した他府県の公社林管理状況

- ほとんどの自治体で採算林を対象に県営林化
- 不採算林は契約解除し所有者へ返還

4 公社の行う分収造林事業の今後のあり方

(1) 今後の公社への関与

- 事業収束を行う主体は公社とする
- 公社がこれまでの経営方針を転換し、主体的に分収造林事業の中長期的収束に向けた取組が進められるよう、**関与条例に基づく指導・助言**を行う
- 実施主体としての組織の存続が担保され、関係者に対して信頼性と信用性をもって収束手続を誠実に履行できるよう、**経営方針の転換を条件に、公社への支援を継続**する。

(2) 国や市町との連携

- 分収造林事業の現状に対して**国にも一定の責任**
- 琵琶湖保全再生法に基づく国と滋賀県の関係においても、**国が責任を果たし、必要な支援が得られるよう強く要望**する
- 県の政策判断で設置した公社が造林した森林であり、県に管理責任
- 森林環境譲与税の取り扱いなど、**市町との連携のあり方について協議**を進める。

(3) 債権処理

- 現在は、債権者・債務者ともに特定調停履行義務が生じている
- 第4期中期経営改善計画期間中に木材生産および調停に基づく債務弁済を完了させる
- 残債権額が確定する**令和13年度以降、債権放棄を念頭に、法的手続きに基づく債権処理を行う方向性**で債務者との協議を進める。

(4) 公社の組織と財務

- 令和17年度までに**公社組織は解散**させ、現在の経営体制は一度清算
- 今後の公社林管理に向けた**後継体制について、公的管理のあり方と一体的に検討**
- 事業収束過程で**多額の債務超過発生が予見**されるが、県による支援が継続される限り、**公社運営の停滞や経営破綻は生じない**

(5) 今後の公社林整備

- 公社林は県内森林の1割を占め、琵琶湖の水源保全に与える影響は大きい
- 全国的に人口減少、少子高齢化の進展による放置林の増加が問題
- 森林は社会的共通資本**であり、「みんなで支える」視点が必要
- 公社林のもつ水源林としての機能と効果は今後も必要不可欠**
- 森林は所有者管理が基本であるが、所有者の意向に応じて、**令和10年度を目途に公的管理を導入**することとし、必要な検討を進めていく。